

ニコングリーン調達基準



2021年11月1日(第4.4版)

株式会社 **ニコン**

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 4 |
| 第一章 ニコングリーン調達基準 | |
| 1. 目的 | 5 |
| 2. グリーン調達に関する基本的な考え方 | 5 |
| 2.1 調達品の選定 | 5 |
| 2.2 お取引先様の選定 | 5 |
| 3. 適用範囲 | 6 |
| 4. グリーン調達の要件 | 7 |
| 4.1 環境管理システム | 7 |
| 4.1.1 環境保全管理システムの構築と運用 | 7 |
| 4.1.2 製品含有化学物質管理システムの構築と運用 | 7 |
| 4.2 環境影響化学物質 | 7 |
| 4.2.1 調達品への規制順守 | 7 |
| 4.2.2 工程への規制順守 | 7 |
| 第二章 お取引先様への依頼事項 | |
| 1. 取引基本契約書および品質保証協定書 | 8 |
| 2. 環境管理システムに関する依頼事項 | 8 |
| 2.1 環境保全管理への取り組み | 8 |
| 2.1.1 環境保全管理システムの構築と運用 | 8 |
| 2.1.2 事業所に適用される環境関連法令の順守 | 9 |
| 2.2 製品含有化学物質管理への取り組み | 9 |
| 2.2.1 製品含有化学物質管理システムの構築と運用 | 9 |
| 2.2.2 含有化学物質関連規制の順守 | 9 |
| 2.3 サプライチェーンにおける取り組み | 9 |
| 2.4 環境管理システム調査への対応 | 10 |
| 2.4.1 環境管理システム調査の確認内容と対象 | 10 |
| 2.4.2 環境管理システム調査の手順 | 10 |
| 2.5 環境管理システムアセスメントへの対応 | 10 |
| 2.5.1 環境管理システムアセスメントの確認内容と対象 | 10 |
| 2.5.2 環境管理システムアセスメントの手順 | 10 |
| 3. 環境影響化学物質に関する依頼事項 | 13 |
| 3.1 「別冊 対象化学物質リスト」の規制順守 | 13 |
| 3.2 含有化学物質調査への対応 | 13 |
| 3.3 工程における混入及び汚染防止への対応 | 13 |
| 3.4 代替品、代替技術の提供 | 14 |
| 3.5 変更管理の対応 | 14 |
| 3.6 不適合品の対応 | 14 |
| 第三章 評価と対応 | |
| 1. 環境管理システムに関する評価と対応 | 15 |
| 1.1 環境管理システムの改善要請と支援 | 15 |
| 1.2 ニコ環境パートナー | 15 |
| 2. 環境影響化学物質に関する評価と対応 | 15 |
| 3. 基準の改定 | 15 |
| 4. 情報の管理 | 16 |

| | |
|----------------------------------|----|
| <資料> | |
| 資料 1 グループ会社一覧 | 17 |
| 資料 2 管理システムの構築と運用について | 18 |
| 資料 3 基本的な環境保全管理システム | 19 |
| 資料 4 「製品含有化学物質管理ガイドライン(第 4.0 版)」 | 20 |
| <改定履歴> | 26 |

はじめに

ニコングループでは、お客様の期待に応える製品の継続的な提供と、より良い社会・地球環境づくり、企業の持続的発展の実現をめざして「ニコン調達基本方針」を掲げ、誠実で公正な資材調達を行っています。これに基づき、サプライチェーンでの社会的責任に取り組むため「ニコン CSR 調達基準」を制定するとともに、地球環境に配慮した部品や部材の調達に向けた「ニコングリーン調達基準」を制定しています。

ニコングループのグリーン調達活動においては、調達パートナーの皆様から「ニコングリーン調達基準」の順守をお願いしてきました。環境に与える影響を考慮しているものを優先的に調達し、環境保全に積極的に取り組んでいる企業とのお取引を優先することで、サプライチェーン全体における環境負荷削減に貢献してゆきたいと考えており、そのためには調達パートナーの皆様のご協力が不可欠です。

近年は特に、欧州 RoHS 指令や欧州 REACH 規則をはじめとする有害化学物質規制が各国で強化、整備されてきており、サプライチェーン全体における有害化学物質管理の推進が重要課題となっています。ニコングループのみならず、調達パートナーの皆様にも“製品含有化学物質管理システム”を構築、運用いただき、ニコン製品はもちろんのこと、調達パートナーの皆様の商品においても有害化学物質管理を徹底していただきたいと考えております。

本書は、ニコングリーン調達活動を推進するにあたり、ニコングループおよび調達パートナーの皆様が満たすべき基準、さらに協力いただきたい具体的な取り組み内容を記載しました。内容をご確認のうえ、順守くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ニコン
生産本部長

第一章 ニコングリーン調達基準

1. 目的

ニコングループ^(注1)は、地球環境に配慮した製品を提供し循環型社会の形成に貢献するため、本基準を制定しました。グリーン調達に関する基本的な考え方および基準、お取引先様への依頼事項、評価と対応を本基準で定めています。

ニコングループは、環境保全活動に積極的なお取引先様とともに、本基準に基づいてグリーン調達活動を推進します。

(注1)「ニコングループ」株式会社ニコンおよび国内外のグループ会社。なお、本基準を運用するグループ会社を【資料1】に示します。

2. グリーン調達に関する基本的な考え方

ニコングリーン調達基本方針

1. 環境に与える影響を考慮しているものを優先的に調達する。
2. 環境保全に積極的に取り組んでいる調達先を優先する。

2.1 調達品の選定

ニコングループは、「別冊 対象化学物質リスト」^(注2)にもとづき、その規制を順守している調達品を調達します。

(注2)「別冊 対象化学物質リスト」は、常に最新版を参照するようお願いいたします。

2.2 お取引先様の選定

ニコングループは、以下の項目を満たしているお取引先様と優先的に取引をします。

- (1) 環境保全活動に積極的に取り組んでいること。
- (2) 製品に含有される有害化学物質を適切に廃止、削減していること。
- (3) 製品に含有される化学物質を適切に管理^(注3)していること。
- (4) 自社に関連する各国の環境関連法令と国際条約を順守していること。
- (5) 含有化学物質に関する調査にご対応いただけること。

(注3)「管理」: 環境影響化学物質に関し、ニコングループが要求した場合、種類、使用部位、使用量、使用工程等の情報を速やかに提示できる体制を構築し維持していること。

3. 適用範囲

(1) お取引先様の組織および事業活動全般。(調達品の製造工程および工程使用化学物質も含まれます。)

(2) 調達品

①完成品

(a) ニコングループが第三者に、設計および製造、またはそのいずれかを委託してニコンブランドを付して販売する製品。

(b) ニコングループが販売する、他社ブランドの付属品(注 4)、アクセサリ(注 5)。ただし、該当する環境関連規制への適合が公に確認可能な汎用品は除外する。

(c) 最終ユーザーにお渡しするニコンブランドを付した販売促進物品。

②部品・材料

ニコン製品(注 6)を構成する部品・材料。

- ・ユニット、モジュール、組立部品、等
- ・電気部品(プリント基板、デバイス、等)
- ・機構部品(機械成型部品、ねじ、等)
- ・材料(金属材料、樹脂材料、ガラス材料、等)
- ・印刷物(使用説明書、保証書、等)
- ・副資材(接着剤、潤滑剤、はんだ、塗料、等)
- ・修理用部品

③包装材

ニコン製品・完成品・部品・材料を、包装および輸送する際に使用する包装材。

- ・化粧箱、ダンボール、緩衝材、保護袋、フィルム、等
- ・印刷インキ、ラベル、テープ、バンド、等
- ・パレット、木箱、等

ただし、輸送業者または納入業者の管理下にあるもの(通ibox、送り状、等)および、総量が限定的で受領事業部門がニコングループ内で廃棄処理することに合意している場合は除きます。

(3) 適用除外

設備、治工具(汎用・専用)およびそれらの包装材。(ただし、それらが関連する国際条約及び各国の環境関連法令の順守)

(注 4) 「付属品」: ニコン製品に標準で取り付ける物品(ケーブル、バッテリー、保護カバー、ケース、等)

(注 5) 「アクセサリ」: ニコン製品の機能を拡張する為に物理的に取り付ける物品(フィルター、リモートコントローラー、マニピュレータ、等)

(注 6) 「ニコン製品」: ニコングループが設計または製造する物品、およびニコンブランドを付して販売する物品。

4. グリーン調達の要件

「2.グリーン調達に関する基本的な考え方」に基づき、環境に与える影響を考慮しているものを優先的に調達し、環境保全および製品含有化学物質管理に積極的に取り組んでいるお取引先様との取引を優先するために、ニコングループは以下のグリーン調達に関する要件への取り組みが、お取引先様において必要と考えています。

4.1 環境管理システム

4.1.1 環境保全管理システムの構築と運用

事業活動において発生する環境負荷を低減するための仕組みを構築し適切に運用していること。お取引先様の製造工程で使用する環境影響化学物質も対象となります。

4.1.2 製品含有化学物質管理システムの構築と運用

調達品に含有される環境影響化学物質を管理、削減するための仕組みを構築し適切に運用していること。

4.2 環境影響化学物質

4.2.1 調達品への規制順守

「別冊 対象化学物質リスト」にて定める、含有禁止化学物質および含有管理化学物質の規制を順守していること。

4.2.2 工程への規制順守

「別冊 対象化学物質リスト」にて定める、工程使用禁止化学物質および工程使用管理化学物質の規制を順守していること。

表 1 グリーン調達の要件一覧

| | |
|----------|------------------------|
| 環境管理システム | 1.環境保全管理システムの構築と運用 |
| | 2.製品含有化学物質管理システムの構築と運用 |
| 環境影響化学物質 | 1.調達品への規制順守 |
| | 2.工程使用への規制順守 |

表 2 本基準において特定する化学物質の構成

| | | |
|----------|-----|--------------|
| 環境影響化学物質 | 調達品 | 1.含有禁止化学物質 |
| | | 2.含有管理化学物質 |
| | 工程 | 1.工程使用禁止化学物質 |
| | | 2.工程使用管理化学物質 |

第二章 お取引先様への依頼事項

1. 取引基本契約書および品質保証協定書

ニコングループは、お取引にあたり、「取引基本契約書および品質保証協定書」を締結させていただきます。その第 32 条(環境管理)には、本基準および関係諸法令の順守義務が包含されています。この条項は、お取引先様が本基準の内容に合意され、ニコンが協力をお願いした時のご対応をお約束していただくものです。お取引先様には締結時に、本基準の確認をお願いいたします。

日本国外のお取引先様との契約については、全て個別契約となっているため、別途「ニコングリーン調達基準合意書」の締結が必要です。締結については、ニコングループ・各取引部門へお問い合わせください。

| | 項目 | ニコングループ | お取引先様 |
|--------|-----------------------|---------------------------------------|-------|
| お取引開始時 | 取引に関する契約書と 要求内容の理解 | 「取引基本契約書および品質保証協定書」 (第 32 条(環境管理)) | 締結 |
| | | 「ニコングリーン調達基準」 | 確認、合意 |

図 1 取引に関する契約書と環境管理システムについての確認と措置

2. 環境管理システムに関する依頼事項

2.1 環境保全管理への取り組み

2.1.1 環境保全管理システムの構築と運用

事業活動において発生する環境負荷を低減するための環境保全管理システムの構築をお願いいたします。

その構築については、第三者機関の認証取得が望ましいと考えますが、独自の環境保全管理システムの構築も可とします。ニコングループは、下記 3 つのうちいずれかのシステム構築と適切な運用をお願いいたします。

(1)ISO14001

(2)ISO14001 以外の第三者認証機関の環境保全管理システム

エコアクション 21、エコステージ、KES、コンパクトエコシステム、みちのく EMS、等

(3)お取引先様が独自に運用管理する環境保全管理システム

その内容および運用状況につきましては、2.4 環境管理システム調査への対応および 2.5 環境管理システムアセスメントへの対応において実施する、調査およびアセスメントにて確認させていただきます。

上記(1)(2)以外の場合で、ニコングループが要求する基本的な環境保全管理システムの内容については【資料 3】を参照願います。

まだ環境保全管理システムの構築に取り組みされていないお取引先様へは、必要な場合支援をいたします。

本基準で示している工程使用禁止化学物質、工程使用管理化学物質は、この「環境保全

管理システム」に含めるのが一般的です。

2.1.2 事業所に適用される環境関連法令の順守

お取引先様の事業所が立地する国および地域の環境関連法令およびその他法的要求事項を順守するようお願いいたします。主な環境関連法令の分類を下記に示します。

- (1) フロン類の適正な回収および破壊に関する法規制
- (2) 廃棄物の排出抑制及び適正な処理(運搬、処分、再生など)に関する法規制
- (3) 大気に影響を及ぼす、煤煙、揮発性有機化合物、粉塵、有害大気汚染物質、自動車排出ガス等に関する法規制
- (4) 事業所から公共用水域への排水に関する法規制
- (5) 騒音、振動、悪臭に関する法規制
- (6) 有害化学物質、毒物劇物、ダイオキシン、PCB に関する法規制
- (7) 労働安全および衛生に関する法規制

2.2 製品含有化学物質管理への取り組み

2.2.1 製品含有化学物質管理システムの構築と運用

調達品に含有される環境影響化学物質を管理、削減するための仕組みを構築し、適切に運用(注 7)するようお願いいたします。構築にあたっては、お取引先様の規模や業種・業態に合った取り組み方法で行うようお願いいたします。

ニコングループは、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン(第 4 版)」を推奨いたします。ご参考として、【資料 4】にその実施項目を示します。

まだ製品含有化学物質管理システムの構築に取り組まれていないお取引先様へは、必要な場合支援をいたします。

また、その内容および運用状況については、2.4 環境管理システム調査への対応および 2.5 環境管理システムアセスメントへの対応において実施する、調査およびアセスメントにて確認させていただきます。

2.2.2 含有化学物質関連規制の順守

含有化学物質関連規制およびその他法的要求事項については、「別冊 対象化学物質リスト」を順守するようお願いいたします。

2.3 サプライチェーンにおける取り組み

ニコングループは、サプライチェーンに連なる各組織が製品含有化学物質管理システムの構築(注 7)に取り組む必要があると考えています。従いまして、お取引先様の調達先に対しても製品含有化学物質管理の要求とその確認をお願いいたします。

なお、ニコングリーン調達基準で推奨する「製品含有化学物質管理ガイドライン(第 4 版)」には、お取引先様の調達先に対し製品含有化学物質管理の要求と確認をする項目(5.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認)が含まれています。



図 2 サプライチェーンにおける製品含有化学物質管理への取り組み

(注 7) 環境保全管理システムと製品含有化学物質管理システムに共通する「管理システムの構築と運用」については【資料 2】を参照願います。

2.4 環境管理システム調査への対応

ニコングループは、お取引開始時およびお取引開始後必要に応じて環境管理システム調査を実施させていただきますので、ご対応をお願いいたします。また、調査の結果に基づく評価により、本基準に定める対応を取らせていただきます。評価と対応の詳細は、「第三章 評価と対応」でご説明します。

2.4.1 環境管理システム調査の確認内容と対象

- (1) 本基準で定める環境管理システムとその運用状況について、環境管理システム調査で確認させていただきます。
- (2) 環境管理システム調査票は、アンケート形式の調査票です。設問に対し自社評価欄へ適合、準適合、不適合、非該当を入力いただき、それに対するコメントを記入いただきます。
- (3) 環境管理システム調査は、初回以降定期的を実施いたします。

2.4.2 環境管理システム調査の手順

- (1) ニコングループは、環境管理システム調査の依頼時に調査票をお送りしますので、お取引先様の情報をご記入いただき提出をお願いします。
- (2) ニコングループは、ご提出いただいた環境管理システム調査票の記入内容に不備や不明点等がある場合は、ヒアリングを行い、再提出をお願いする場合があります。
- (3) 調査の結果により是正処置が必要な場合がありますので、ご対応をお願いいたします。

2.5 環境管理システムアセスメントへの対応

ニコングループは、お取引開始後必要に応じて環境管理システムアセスメントを実施させていただきますので、ご対応をお願いいたします。また、アセスメントの結果に基づく評価により、本基準に定める対応を取らせていただきます。評価と対応の詳細は、「第三章 評価と対応」でご説明します。

2.5.1 環境管理システムアセスメントの確認内容と対象

- (1) 本基準で定める環境管理システムとその運用状況について、環境管理システムアセスメントで確認させていただきます。
- (2) マニュアル、規定、手順書、記録、エビデンスに加え、製造現場を確認させていただく場合があります。

2.5.2 環境管理システムアセスメントの手順

- (1) ニコングループは、お取引先様のアセスメント受入れの了解を得たうえでアセスメントを実施します。依頼時にアセスメントファイルをお送りしますので、お取引先様の情報をご記入いた

だき提出をお願いします。

- (2)実施前に、アセスメントの内容と手順をご説明しアセスメント範囲とアセスメント日程を決定するための事前説明会を開催します。そこで環境管理システムが確認できない場合、システム構築をお願いいたします。構築方法については相談のうえ、必要な場合支援いたします。
- (3)事前説明会后、必要事項をすべてご記入いただいたアセスメントファイルをアセスメント前にご提出いただきます。
- (4)アセスメントは、ニコングループのアセスメントチームがお取引先様の事業所に伺い、アセスメントファイルにご記入いただいた内容を確認いたします。全て適合の場合は、その時点でアセスメント終了です。
- (5)アセスメントの結果により是正処置が必要な場合がありますので、ご対応をお願いいたします。この場合、是正が完了してアセスメント終了となります。

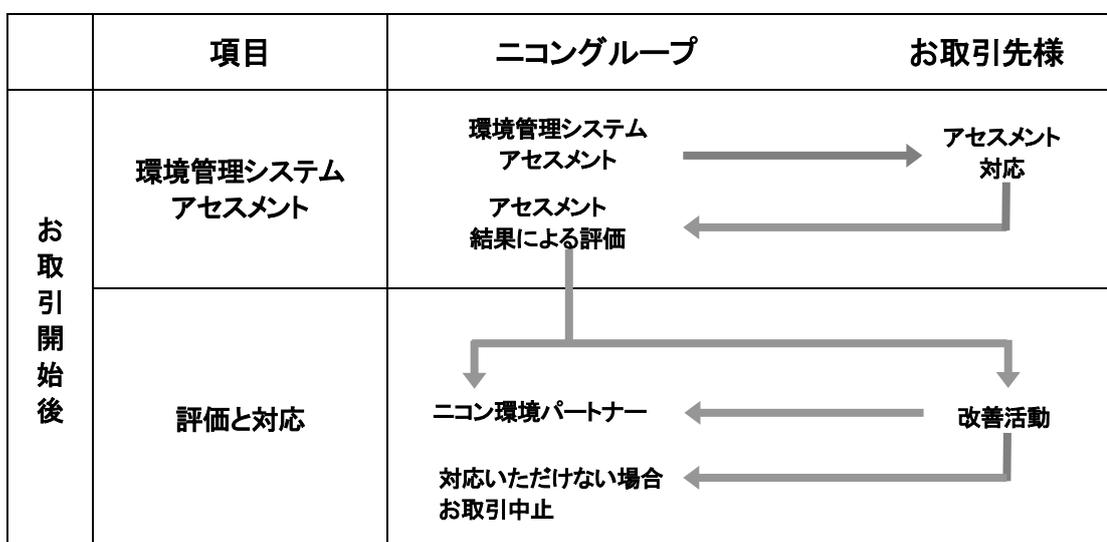


図 3 環境管理システムについてのアセスメントと評価対応

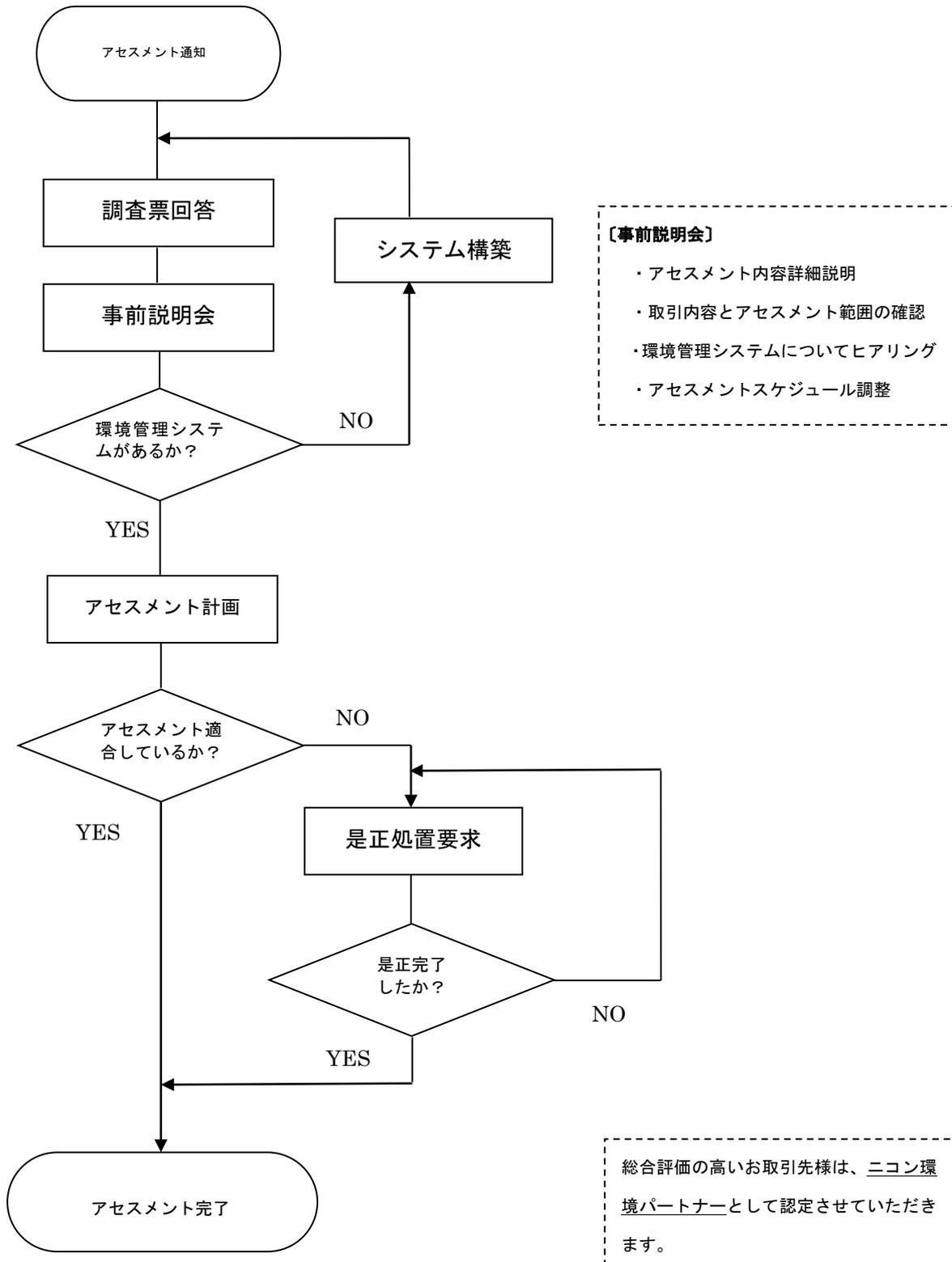


図4 環境管理システムアセスメントフロー

3. 環境影響化学物質に関する依頼事項

3.1 「別冊 対象化学物質リスト」の規制順守

ニコングループは国内外の環境関連法令および国際条約に基づき、調達品およびその製造工程に適用する環境影響化学物質の基準を「別冊 対象化学物質リスト」に定め、お取引先様にその順守をお願いいたします。

ただし、個々のニコン製品、法規制、事業環境により各事業部門およびグループ会社からの依頼内容が異なる場合があります。(注 8)

対象物質、主な法令または工業基準、対象、閾値、使用例、除外用途については、「別冊 対象化学物質リスト」をご確認ください。

(1) 含有禁止化学物質

調達品には、「別冊 対象化学物質リスト」に記載された含有禁止化学物質の、閾値を超えての含有を禁止いたします。閾値が設定されていない場合は意図的添加を禁止します。

(2) 含有管理化学物質

調達品に「別冊 対象化学物質リスト」に記載された含有管理化学物質が含有される場合、その種類、使用部位、使用量、使用工程等の情報を適切に管理し、ニコングループが要求した場合、速やかに報告するようお願いいたします。

(3) 工程使用禁止化学物質

調達品におけるお取引先様の製造工程において、「別冊 対象化学物質リスト」に記載された工程使用禁止化学物質を使用しないことをお願いいたします。

(4) 工程使用管理化学物質

調達品におけるお取引先様の製造工程において、「別冊 対象化学物質リスト」に記載された工程使用管理化学物質を、適切に管理して使用することをお願いいたします。

(注 8)

① 現行の改正 RoHS 指令(2011/65/EU)では、大型据付式産業用工具(LSSIT)や「大規模固定式設備(LSFI)は適用範囲外です。したがって、それらを取り扱う事業部門およびグループ会社からは、その規制に対応しない要求をお願いする場合がありますので、ご対応いただくようお願いいたします。

② 閾値が設定されている禁止物質において、材料・副資材の調達段階と部品やユニットとしての出荷段階で閾値の分母が異なる場合、出荷段階の閾値で判断して調達する場合があります。

3.2 含有化学物質調査への対応

ニコングループは、調達品について化学物質調査を実施しますのでご対応をお願いいたします。調査フォーマットやツールについては、(株)ニコンの事業部門またはグループ会社により異なる場合がありますので、取引部門の指示に従ってください。

調査結果以外の分析データやエビデンス、不使用保証書の提出を要求する場合がありますので、ご対応をお願いいたします。

3.3 工程における混入及び汚染防止への対応

ニコングループは、お取引先様の製造工程において、含有禁止化学物質の混入や汚染の可能

性がないか確認し、可能性があれば設備や治工具も含め、混入や汚染が発生しない管理をお願いいたします。

たとえば、フタル酸エステル類は高温環境下もしくは長時間の接触によって、他の成形品に移行しやすい性質を持っており、製造時だけでなく保管や輸送時にも適切な管理が必要です。

3.4 代替品、代替技術の提供

含有禁止化学物質および工程使用禁止化学物質の削減のため、分析・評価用のサンプル提供や、代替品への切り替え、代替技術の導入など対応をお願いいたします。

3.5 変更管理の対応

ニコングループの各事業部門およびグループ会社から指定された項目に関し変更が生じる場合は、速やかにご報告いただくようお願いいたします。また、お取引先様の組織や管理体制に変更が生じる場合も、速やかにご報告いただくようお願いいたします。

3.6 不適合品の対応

「ニコングリーン調達基準」への不適合品が確認された場合は、速やかにご報告いただき、ニコングループが要求する対応措置を実施いただくようお願いいたします。

表 3 お取引先様への依頼事項一覧

| 取引基本契約書および品質保証協定書 | |
|-------------------|-----------------------|
| 環境管理システム | 1.環境保安全管理への取り組み |
| | 2.製品含有化学物質管理への取り組み |
| | 3.サプライチェーンにおける取り組み |
| | 4.環境管理システム調査への対応 |
| | 5.環境管理システムアセスメントへの対応 |
| 環境影響化学物質 | 1.「別冊 対象化学物質リスト」の規制順守 |
| | 2.含有化学物質調査への対応 |
| | 3.工程における混入及び汚染防止への対応 |
| | 4.代替品、代替技術の提供 |
| | 5 変更管理の対応 |
| | 6.不適合品の対応 |

第三章 評価と対応

1. 環境管理システムに関する評価と対応

1.1 環境管理システムの改善要請と支援

ニコングループは、環境管理システムに関し本基準に満たないお取引先様に対して、期限を定めて改善いただくことを要請します。必要に応じて、協力・支援いたします。

しかしながら、引き続き本基準の要件を満たすことができないお取引先様、あるいは対応改善をしようとしなないお取引先様とは、ニコングループはお取引を中止します。

1.2 ニコン環境パートナー

ニコングループは、環境管理システムアセスメントを実施した結果その総合評価の高いお取引先様を、ニコン環境パートナーと認定します。ただし、この認定はあくまでも環境管理システムに関するものであり、調達品に関して認定するものではありません。

ニコングループは、ニコン環境パートナーのお取引先様と優先的に取引いたします。また、相互理解を深め、お互いにメリットのある関係を築き、双方合わせて循環型社会の形成に貢献したいと考えています。

(1)ニコン環境パートナー認定の要件および有効期限

環境管理システムアセスメントの結果、本基準の第一章「4. グリーン調達の要件」のうち「4.1 環境管理システム」に関する要件を満たす場合、環境パートナーと認定します。お取引先様には認定証をお渡しします。ニコン環境パートナーの有効期間は 3 年です。

(2)ニコン環境パートナーの更新

有効期間を更新するための更新アセスメントを実施します。アセスメントは、ニコングループのアセスメントチームがお伺いして確認するか、ご提出いただいた書類の確認のいずれか、または両方で実施します。

(3)ニコン環境パートナーの認定取り消し

お取引先様が、上記(1)に記載する認定の要件の内容を著しく逸脱した場合、認定を取り消します。

2. 環境影響化学物質に関する評価と対応

ニコングループは、「別冊 対象化学物質リスト」の規制順守はもとより、含有化学物質調査への回答や変更管理、不適合時の対応などをお願いし、不使用保証書の提出を要求する場合があります。

また、本基準で定める含有禁止化学物質および工程使用禁止化学物質が確認された場合は、お取引先様にその使用中止を求め、代替品への切り替えまたは代替技術の導入などの対応措置を要求します。

ニコングループからのこれらの依頼にご対応をいただけないお取引先様とは、お取引を中止します。

3. 基準の改定

ニコングループでは、法令や法規則の制定あるいは変更があった場合、あるいは社会情勢を鑑

みて必要が生じた場合は本基準を改定します。改定した際には速やかにその内容を文書にてご連絡します。また、改定内容の実施については、適用開始時期を別途文書にてご連絡し、双方協議のうえ決定します。

4. 情報の管理

ご提供いただいた情報の取り扱いについては、ご締結いただいている取引基本契約書に準拠します。

【資料 1】グループ会社一覧(2021年10月15日現在)

グループ会社は、今後増減することがあります。

| 日本国内 | | | |
|------|--------------------|----|-----------------|
| 1 | (株) 仙台ニコン | 8 | (株) ニコンソリューションズ |
| 2 | (株) ニコンイメージングジャパン | 9 | (株) ニコンエンジニアリング |
| 3 | (株) ニコンビジョン | 10 | 光ガラス (株) |
| 4 | (株) 宮城ニコンプレシジョン | 11 | (株) ニコン・エシロール |
| 5 | (株) 栃木ニコンプレシジョン | 12 | (株) ニコンビジネスサービス |
| 6 | (株) ニコンテック | 13 | (株) ニコンシステム |
| 7 | (株) ニコン・セル・イノベーション | 14 | (株) 栃木ニコン |

| アメリカ | | | |
|------|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 1 | Nikon Inc. | 6 | Optos, Inc. |
| 2 | Nikon Canada Inc. | 7 | Nikon Instruments Inc. |
| 3 | Nikon Mexico, S.A. de C.V. | 8 | Nikon Metrology, Inc. |
| 4 | Nikon Latin America, S.A | 9 | Nikon Research Corporation of America |
| 5 | Nikon Precision Inc. | | |

| ヨーロッパ | | | |
|-------|-----------------------------|---|---------------------------|
| 1 | Nikon Europe B.V. | 5 | Nikon Metrology NV |
| 2 | Nikon (Russia) LLC. | 6 | Nikon Metrology GmbH |
| 3 | Nikon Precision Europe GmbH | 7 | Nikon Metrology U.K. Ltd. |
| 4 | Optos Plc | 8 | Nikon Metrology SARL |

| アジア・オセアニア | | | |
|-----------|---------------------------------------|----|-----------------------------------------------------|
| 1 | Nikon Hong Kong Ltd. | 10 | Nikon Lao Co., Ltd. |
| 2 | Nikon Singapore Pte. Ltd. | 11 | Nikon International Trading (Shenzhen) Co., Ltd. |
| 3 | Nikon Australia Pty Ltd. | 12 | Nikon Precision Korea Ltd. |
| 4 | Nikon India Private Limited | 13 | Nikon Precision Taiwan Ltd. |
| 5 | Nikon Sales (Thailand) Co., Ltd. | 14 | Nikon Precision Shanghai Co., Ltd. |
| 6 | Nikon Middle East FZE | 15 | Nanjing Nikon Jiangnan Optical Instrument Co., Ltd. |
| 7 | Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd. | 16 | Nikon Instruments Korea Co., Ltd. |
| 8 | Nikon Imaging Korea Co., Ltd. | 17 | Nikon Instruments (Shanghai) Co., Ltd. |
| 9 | Nikon (Thailand) Co., Ltd. | 18 | PT Nikon Indonesia |

【資料 2】 管理システムの構築と運用について

「第二章 2.環境管理システムに関する依頼事項」におきまして、環境保全管理システムと製品含有化学物質管理システムの構築と運用をお願いしております。その基本的な内容は【資料 3】と【資料 4】に示しておりますが、それらに共通する管理システムの構築と運用の意味は以下のとおりです。

その具体的な内容については、組織の規模や実状に合った方法で行うのが望ましいと考えております。【資料 3】と【資料 4】はあくまで参考として、組織に適した内容で仕組みを構築するようお願いいたします。

1.管理システムの構築

管理システムの構築とは、下記(1)～(7)の各項目について責任と手順を定め、必要な場合文書化することです。

- (1) 方針の作成と周知
- (2) 管理範囲を明確化
- (3) 管理体制と担当者
- (4) 目標と計画の策定
- (5) 運用と管理
- (6) 評価と改善
- (7) 責任者への報告

2.管理システムの運用

運用とは、上記 1.管理システムの構築で定めた(1)～(7)の責任と手順に従って実行し、必要な場合記録し、その記録を残すことです。

【資料 3】 基本的な環境保全管理システム

1 環境方針

(1) 経営層により承認された環境方針が制定されている。

2 環境管理項目

(1) 事業活動、製品またはサービスにおける環境管理項目(注9)を決定している。

3 環境法令

(1) 抽出された環境管理項目に適用される主な環境関連法令・法規・条例等を把握している。

4 環境マネジメントシステム

(1) 経営層により環境管理責任者が任命されている。

(2) 環境マネジメントを実施するに当たり、担当部署、責任者、担当者が明確であり、さらに責任、権限の範囲が定められている。

5 環境教育

(1) 環境法令・法規に関する環境教育、緊急時訓練をしている。

(2) 従業員等が環境保全活動上必要な資格(法的)、能力等を保有していることを定期的に確認している。

6 緊急事態への準備および対応

(1) 地震や火災時等の緊急事態および事故への対応手順が確立されている。(連絡先、担当者、法令、対策)

7 監視および測定

(1) 監視/測定結果の記録を管理している。

8 内部アセスメントの実施

(1) 内部アセスメント又は、その他の方法で定期的にシステムと運用を確認している。

9 経営層による見直し

(1) 是正処置および予防処置に対し改善を指示している。

(注9) 環境管理項目：環境保全を推進するうえで、具体的に取り組むべき課題

【資料 4】「製品含有化学物質管理ガイドライン(第 4.0 版)」

アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン(第 4.0 版)」を推奨いたします。ご参考として、以下にその実施項目を示します。

5.1 組織の状況

5.1.1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その製品含有化学物質管理の意図した結果を達成する組織の能力に影響を与えるため、組織の外部および内部の課題を明確にすること。

5.1.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は、利害関係者のニーズ及び期待を理解するために、次の事項を明確にすること。

- a) 製品含有化学物質管理に密接に関連する利害関係者
- b) それらの利害関係者の製品含有化学物質管理に密接に関連する要求事項

5.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定

組織は、製品含有化学物質管理の適用範囲を適切に規定すること。

この適用範囲を決定するとき組織は、次の事項を考慮すること。

- a) 5.1.1 に規定する組織の外部及び内部の課題
- b) 5.1.2 に規定する利害関係者の要求事項
- c) 組織の化学物質とのかかわり
- d) 組織が扱う外部から提供される製品及び外部に引き渡す製品

製品含有化学物質管理の適用範囲は、文書化した情報として利用可能な状態にしておくこと。

5.1.4 製品含有化学物質管理の実施

組織は、このガイドラインの示す製品含有化学物質管理の基本的な考え方及び実施項目に従って、製品含有化学物質管理の仕組みを確立し、実施し、維持し、かつ継続的に改善すること。

製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、製品含有化学物質管理は、組織の業態に応じて、設計・開発、購買、製造及び引き渡しの各段階に応じて、実施すること。

5.2 リーダーシップ製品含有化学物質管理方針の表明

5.2.1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、次に示す事項によって、製品含有化学物質管理に関するリーダーシップ及びコミットメントを実施すること。

- a) 製品含有化学物質管理の有効性に説明責任(accountability)を負う。
- b) 製品含有化学物質管理を組織の活動として位置付ける。
- c) 必要な資源を利用可能とする(5.4.1 参照)。
- d) 製品含有化学物質管理基準に適合することを確実にする。

5.2.2 方針

トップマネジメントは、組織の製品含有化学物質管理方針を確立し、それに基づいて計画を

策定し、実施し、維持すること。さらに、製品含有化学物質管理に適切に取り組むことを表明すること。

5.2.3 組織の役割、責任及び権限

トップマネジメントは、有効な製品含有化学物質管理を実施するために、関連する役割に対して、責任及び権限を規定し、組織内部に伝達すること。

5.3 計画

5.3.1 リスク及び機会への取り組み

製品含有化学物質管理の計画を策定するとき、組織は、5.1.1 に規定する組織の外部及び内部の課題、5.1.2に規定する利害関係者の要求事項及び5.1.3に規定する適用範囲を考慮し、次に挙げる組織の意図する結果の実現のために取り組む必要のあるリスクおよび機会を決定すること。

- a) 製品含有化学物質管理がその意図した結果を達成できるようにする。
- b) 望ましい影響を増大する。
- c) 望ましくない影響を防止または低減する。
- d) 継続的改善を推進する。

組織は、上記によって決定したリスク及び機会への取り組みを計画すること。

5.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定

組織は、製品含有化学物質管理について目標を設定すること。組織は、その目標を達成するための実施計画を策定し、実施し、維持すること。組織は、必要に応じて、これらの目標および実施計画を見直すこと。

計画策定に当たり次の事項を考慮すること。

- a) リスク及び機会への取り組み(5.3.1)の製品含有化学物質管理への統合、実施及び有効性の評価
- b) パフォーマンス評価からの改善点

5.4 支援

5.4.1 資源

組織は、製品含有化学物質管理を確立し、実施し、維持し、かつ、継続的改善に必要な資源を明確にし、提供すること。

5.4.2 力量

組織は、力量に関して、次の事項を行うこと。

- a) 設計・開発、購買、製造及び引き渡しの各段階において製品含有化学物質管理に携わる者に必要な力量を明確にする。
- b) 適切な教育・訓練又は経験に基づいて、製品含有化学物質管理に携わる者が力量を備えていることを確実にする。
- c) 教育・訓練の実施について、文書化した情報を保持する。

5.4.3 認識

組織は、製品含有化学物質管理に携わる者が、次の事項に関して認識を持つことを確実にすること。

- a) 製品含有化学物質管理方針
- b) 関連する製品含有化学物質管理に関する目標
- c) 自らの業務に関係し注意する必要があるリスク
- d) パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、製品含有化学物質管理の有効性に対する自らの貢献
- e) 製品含有化学物質管理の基本的な考え方及び実施項目に適合しないことの意味

5.4.4 コミュニケーション

組織は、次の事項を含む、製品含有化学物質管理に関連する組織の内部及び外部とのコミュニケーションを決定すること。

- a) コミュニケーションの内容
- b) 実施時期
- c) 対象者
- d) 実施方法
- e) 担当者

5.4.4.1 内部コミュニケーション

組織は、製品含有化学物質管理に関連する情報について、組織の種々の段階及び機能(部署)間でのコミュニケーションに関わる手順を確立し、実施すること。

5.4.4.2 外部コミュニケーション

組織は、製品含有化学物質管理に必要な情報について、外部との間で、コミュニケーションに関わる手順を確立し、実施すること。

5.4.5 文書化した情報

組織は、このガイドラインが推奨する文書化した情報及び製品含有化学物質管理のために必要であると組織が定めた文書化した情報を維持又は保持すること。

5.5 運用

5.5.1 運用の計画及び管理

組織は、製品含有化学物質管理基準を満たすため、並びに、5.3.1 で決定した取り組みを実施するために必要なプロセスを、計画し、実施し、管理し、及び維持すること(5.1.4 参照)。

そのプロセスが計画通りに実施されたことを確認するために必要な程度の、文書化された情報を保持すること。

組織は、外部委託したプロセスが管理されていることを確実にすること(5.5.4 参照)。

5.5.2 製品含有化学物質管理基準の策定

5.5.2.1 顧客とのコミュニケーション

組織は、次の事項に関して顧客とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施し、その内容を文書化した情報として保持すること。

- a) 顧客が遵守する必要がある法規制及び業界基準の情報の入手
- b) 製品含有化学物質情報の提供
- c) 製品含有化学物質管理に関する情報の提供
- d) 苦情を含む製品に関する顧客からのフィードバックの取得

製品含有化学物質情報に変化が生じる場合には、組織は、事前にその情報を顧客に伝達

すること。

5.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化

組織は、製品に対応する製品含有化学物質管理基準を定め、文書化した情報として維持すること。

- a) 適用される法規制の要求事項
- b) 製品含有化学物質管理に関連する利害関係者の特定、そのニーズ及び期待
- c) その他、組織が必要とみなすもの

5.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理

組織は、設計・開発段階において製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自らの製品及び業態に応じて、購買、製造及び引き渡しの各段階における製品含有化学物質管理に関わる管理基準を明確にし、文書化した情報として利用可能な状態にし、維持すること。

5.5.4 外部から提供される製品の管理

5.5.4.1 製品含有化学物質情報の入手及び確認

組織は、製品含有化学物質情報の入手及び確認の結果に対する処置をあらかじめ規定したうえで、購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を供給者に提示し、製品含有化学物質情報を入手すること。組織は入手した製品含有化学物質情報が、購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。

購買における製品含有化学物質に関わる管理基準に沿った製品含有化学物質情報の入手及び確認は、製造開始までに完了すること。

5.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

組織は、供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認結果に対する処置をあらかじめ規定し、供給者を選定する際に、その製品含有化学物質の管理状況を確認し、結果を文書化した情報として保持すること。

組織は、購買を継続する場合においても、製品含有化学物質管理基準を満たすために、必要に応じて供給者の製品含有化学物質管理の状況を再確認し、文書化した情報として保持すること。

5.5.4.3 受入れ時における製品含有化学物質管理

組織は、受入れ時における購買製品の確認結果に対する処置をあらかじめ規定し、受け入れ時に、購買製品が組織の購買における製品含有化学物質に関わる管理基準を満たしていることを確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。

5.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認

組織は、製品の設計・開発、製造などのプロセスを他の組織へ委託する場合、製品含有化学物質管理基準を遵守できるように外部委託先の製品含有化学物質の管理状況を確認し、その結果を文書化した情報として保持すること。組織は、確認の結果に対する処置をあらかじめ規定しておくこと。

5.5.5 製造及び保管における製品含有化学物質管理

5.5.5.1 製造工程における管理

組織は、製造工程における製品含有化学物質に関わる管理基準に基づいて、製造工程を管理し、その結果を文書化した情報として保持すること。

5.5.5.2 誤使用及び汚染の防止

組織は、製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用及び汚染の防止策を実施すること。

5.5.5.3 識別およびトレーサビリティ

組織は、製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示、及び伝達できるように、適切な手段によって、製品含有化学物質情報のトレーサビリティを確実にすること。

組織の製品に関する製品含有化学物質情報を管理する方法を規定し、保存し、実施すること。

5.5.6 変更の管理

組織は、製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に影響を及ぼす可能性のある変更の要素を抽出すること。組織は、変更に対して、製品含有化学物質の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準によるレビューをすること。

組織は、変更のレビューの結果、変更を正式に許可した人(又は人々)及びレビューから生じた必要な処置を記載した文書化した情報を保持すること。

5.5.7 製品の引き渡し

組織は、製品の引き渡しにおける製品含有化学物質に関わる管理基準を満たすことを確認したうえで、製品を引き渡すこと。

組織は、製品の引き渡しについて文書化した情報を保持すること。これには、次の事項を含むこと。

- a) 製品含有化学物質管理基準への適合の証拠
- b) 引き渡しを正式に許可した人(又は人々)に対するトレーサビリティ

製品倉庫においても誤出荷及び汚染のないように管理すること。

組織は、製品含有化学物質管理基準で対象とした法規制・業界基準、不適合、顧客からのフィードバックなどを踏まえ、供給した製品に関連する引き渡し後の活動についても、決定し、実施すること。

5.5.8 不適合発生時における対応

組織は、製品含有化学物質に関わる不適合発生時における組織内部、供給者、外部委託先及び顧客への速やかな連絡、並びに応急処置の方法を定め、文書化すること。応急処置の後に、原因を特定し、必要な処置を決定し実施して再発を防止すること。発生を未然に防止するための予防処置を講じること。組織は、不適合発生時の対応を文書化した情報として保持すること。

5.6 パフォーマンスの評価および改善

組織は、次の事項に関して、あらかじめ規定した間隔で評価すること。組織は、是正処置が必要な事項については、是正処置を実施すること。評価及び是正処置の結果は、文書化した情報として保持し、トップマネジメントに報告すること。トップマネジメントはその評価及び是正処置の結果をレビューすること。

- a) 改善の状況

- b) 目標が達成された程度
- c) 次に示す傾向を含めた製品含有化学物質管理のパフォーマンス及び有効性に関する情報
 - 1) 外部の利害関係者との関連するコミュニケーション
 - 2) 目標が達成された程度
 - 3) 製品の製品含有化学物質管理基準への適合
 - 4) 不適合及び是正処置
 - 5) パフォーマンス評価の結果
 - 6) 供給者・外部委託先のパフォーマンス
- d) 資源の妥当性
- e) リスク及び機会への取り組みの有効性
- f) 改善の計画

| 改 定 履 歴 | | |
|------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改定年月日 | 版数 | 主な改定内容 |
| 2005年10月1日 | 第1.0版 | 制定 |
| 2006年10月1日 | 第2.0版 | 部分改定(誤記訂正等) |
| 2008年4月1日 | 第3.0版 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2.0版の「3.3.3 依頼、協力要請等の要求事項」と「4.運用」を「4.ニコングリーン調達基準」の運用」に統合 ・「第一章ニコンの考え方」の「はじめに」、「第二章ニコングリーン調達基準」の「1.目的」の内容を変更 ・「3.2.1 調達品中の化学物質」を変更 〔主な変更点〕:「制限物質」の廃止、「(1)化学物質禁止基準」に③電池セルに関する特例④ポリ塩化ビニル(PVC)に関する留意点を追加、「(3)包装部材中の化学物質基準」を追加、「(4)設備、治工具(汎用・専用)中の化学物質基準」を追加 ・「3.2.2 工程使用化学物質基準」における六価クロム化合物を禁止化学物質から管理化学物質に変更 ・「2.適用範囲」と「3.1 環境管理システムへの要求事項」の各項目に補足追記 ・「7.情報の管理」を追加 |
| 2008年10月1日 | 第3.1版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「3.1.2 環境影響物質管理システムの構築」の「表1 環境影響物質管理システム概要」に「8.トレーサビリティ」を追加 ・「3.2.1 調達品中の化学物質基準」の「(1)化学物質禁止基準」で以下の4点を追加修正 「表2 禁止化学物質と閾値」に「17.PFOS 類(パーフルオロオクタンスルホン酸およびその塩類)」を追加、「⑤PFOS 類に関する留意点」を追加、「④ポリ塩化ビニル(PVC)に関する留意点」の「(c)ポリ塩化ビニル(PVC)の用途例」に補足追記、「⑥化学物質禁止基準から除外する用途」の「高分子材料の Deca-BDE」の記述修正と RoHS 指令(2002/95/EC)の適用除外用途を追加 |
| 2010年8月1日 | 第3.2版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「2.適用範囲」に補足追記 ・「3.用語の定義」を追加 ・「4.1.2 製品含有化学物質管理システムの構築」に「製品含有化学物質管理システム」を追加 ・「4.2 環境影響化学物質への要求事項」の化学物質の用語を変更、修正 ・「4.2.1 製品含有化学物質の基準」の「(1)含有禁止化学物質」の「⑥含有禁止化学物質から除外する用途」を更新 ・「4.2.1 製品含有化学物質の基準」の「(2)含有管理化学物質」において、フタル酸エステル類を3物質から6物質に変更、および、欧州 REACH 規則の SVHC の条項を追加 ・資料5「化審法に定める第一種特定化学物質(日本の国内法)」を更新 |
| 2012年4月1日 | 第3.3版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「2.適用範囲」に補足追記 ・「4.2.1 製品含有化学物質の基準」の「(1)含有禁止化学物質」の「表1 含有禁止化学物質と閾値」に6物質を追加 ・資料2「ニコングリーン調達基準合意書」を削除 ・資料3「含有禁止化学物質から除外する用途」を追加 ・資料4「医療機器および監視および制御機器に特化した制限から除外する用途」を追加 ・資料5「REACH 規則の SVHC」を追加 |
| 2013年3月1日 | 第3.4版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「4.2.1 製品含有化学物質の基準」の「表1 含有禁止化学物質と閾値」に注釈 *6 と *7 を追加 ・資料3「含有禁止化学物質から除外する用途」および資料5「REACH 規則の SVHC」を更新 |
| 2014年4月1日 | 第4.0版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「別冊 対象化学物質リスト」の別冊化(資料から化学物質関連を削除) ・方針を裏表紙に移動 ・構成を「第一章ニコングリーン調達基準」、「第二章お取引先様への依頼事項」、「第三章評価と対応」に変更 ・用語の定義を削除 ・「第一章 2 グリーン調達に関する基本的な考え方」を追加 ・「第一章 4.2 環境影響化学物質」に包装材を追加 ・「第二章 2 環境管理システムに関する依頼事項」に、「2.1.2 事業所に適用される環境関連法令の順守」、「2.2.2 含有化学物質規制の順守」を追加 ・「第二章 2.3 サプライチェーンにおける取り組み」を追加 ・「第二章 2.4 環境管理システム監査への対応」に詳しい説明を追加 ・「第二章 3.1「別冊 対象化学物質リスト」の規制順守を追加 ・「第二章 3.5 変更管理」を追加 ・「第二章 3.6 不適合品の対応」を追加 ・「第三章 1.2 ニコン環境パートナー」を追加 ・資料3「管理システムの構築と運用について」を追加 ・資料4「基本的な環境保全管理システム」を追加 ・資料5「製品含有化学物質管理ガイドライン(第3.0版)」を追加 |
| 2015年4月1日 | 第4.1版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第一章 3.適用範囲(2) 調達品③包装材」の修正 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・「第一章 2.1 調達品の選定 (2)を削除し、(1)を一部修正した。 ・「第一章 4.2.2 包装材への規制順守」を「4.2.1.製品への規制順守」に統合し、「4.2.1 調達品への規制順守」とした。 ・「第二章 3.2 不使用保証書の提出」を「3.3.3 環境影響化学物質調査への対応」に統合し、「3.3.2 |

| | | |
|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2018 年 4 月 1 日 | 第 4.2 版 | <p>含有化学物質調査への対応」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第三章 2.環境影響化学物質に関する評価と対応」の文言を一部修正した。 ・「資料 1 グループ会社一覧」を 2018 年 3 月 1 日の内容に更新した。 ・「資料 2 不使用保証書(サンプル)」を削除した。 ・「ニコ環境管理基本方針」を「ニコ環境活動方針」に差し替えた。 ・「ニコ調達基本方針」を最新版に更新した。 |
| 2020 年 4 月 1 日 | 第 4.3 版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第一章ニコングリーン調達基準 2.グリーン調達に関する基本的な考え方 2.1 調達品の選定」の修正 ・「第一章ニコングリーン調達基準 3.適用範囲 (2)調達品 ①完成品 ②部品・材料」を修正 ・「第一章ニコングリーン調達基準 3.適用範囲 (3)適用除外」を追加 ・「第二章お取引先様への依頼事項 3.環境影響化学物質に関する依頼事項 3.1 「別冊 対象化学物質リスト」の規制順守」の「依頼内容が異なる場合」に注釈を追加 ・「第二章 お取引先様への依頼事項 3.環境影響化学物質に関する依頼事項 3.3 工程における混入及び汚染防止への対応」を追加 ・「【資料 1】グループ会社一覧」の更新 ・「【資料 4】「製品含有化学物質管理ガイドライン」の更新 |
| 2021 年 11 月 1 日 | 第 4.4 版 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第二章お取引先様への依頼事項 2.4 環境管理システム調査への対応」を追加 ・「【資料 1】グループ会社一覧」の更新 |

ニコン環境活動方針

ニコンは、グループの企業理念「信頼と創造」に則り、社会の持続的発展を可能とする健全な環境を次代に引き継ぐために、全事業活動にわたり、以下の方針をもって取り組みます。
 ※ニコンとは「株式会社ニコンおよび国内外の子会社」とする。なお、関連会社は当該基本方針またはそれに準ずる内容を適用することを推奨する。

●資源の効率的利用

省エネルギー、水・原材料などの削減・再使用・リサイクルを推進し、温室効果ガスや廃棄物などの環境負荷の抑制・削減を行う。

●製品の環境配慮

企画・開発・設計の各段階で、生物多様性を含む環境・安全を考慮したアセスメントを行い、環境に配慮した商品の提供に努める。

●ライフサイクルにわたる環境への配慮

ライフサイクルの各段階（生産・流通・使用・廃棄など）で、環境に配慮した技術の開発、資材・設備等の積極的な導入を行う事で環境負荷の最小化を図る。

●法令等の順守

環境に関する国・地域の法律・規則並びに国際的に締結された条約を順守し、利害関係者からの要求にも対応することはもとより、自ら基準を定めて達成する。

●汚染の予防

健康・安全・環境へのリスクを低減するため化学物質の使用に配慮し、汚染の防止を図る。

●ステークホルダーとの協働

ステークホルダーと連携し、気候変動対策や生物多様性保全を始めとした環境保全活動に参画する。また、積極的な情報開示・提供を行うとともに、協働して環境負荷削減に努める。

●教育

環境に関する意識向上並びに活動推進を図るため、従業員への教育を徹底する。

●継続的な改善

上記項目を実現するために環境目標を設定し、環境マネジメントシステムと業務の効率化の継続的な改善を通じてその達成に努め、環境負荷を低減する。

ニコン調達基本方針

ニコンは、“調達先とニコンは、共に社会に役立つ製品・ソリューションを作り、提供するためのパートナー”という考え方のもとに、相互理解を深め、信頼関係を築くよう努力し、共存共栄を目指します。

1. 持続可能な企業活動

ニコンは、法令・社会規範を遵守し、健全で公正な企業活動を行うとともに、サプライチェーンにおける強制労働、児童労働、環境破壊などの社会的課題に対して取り組みます。サプライチェーン全体に対しても、これらの社会的責任を意識した行動を要請します。

2. 門戸を開放した調達

ニコンは、長期的、国際的視野に立ち、広く内外に開かれた調達活動を行います。

3. 公正な競争に基づく調達

ニコンは、公正な自由競争の原則に基づき、品質、経済性、納期、技術はもとより社会的責任への取り組み等の企業の信頼性について、優れた特性をお持ちの調達先を優先します。

*ニコンとは「株式会社ニコンおよび国内外の子会社」とする。なお、関連会社は当該基本方針またはそれに準ずる内容を適用することを推奨する。